

○瀧澤課長

それでは、皆様おそろいでございますので、これから「第47回内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

開催方式はこれまで同様にオンラインシステム併用での開催となっております。システム等の不具合がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

また、本日の資料でございますけれども、全部で7点ございまして、説明用の資料が1、2の2点、参考資料が1から5の5点でございます。こちらも不足等がございましたらお知らせいただきたいと思いますと思いますが、大丈夫でしょうか。

本懇談会でございますけれども、開催規程に基づきまして、公開により進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、出欠の状況でございますけれども、本日、伊藤先生は御欠席となっております、佐藤徹先生におかれましては、11時半頃中座をされると伺っております。

それでは、議事に入ります前に御紹介がございます。

今回の会合から鳥取大学の小野達也先生に委員に加わっていただいております。

小野先生から一言御挨拶をいただきたいと思いますので、小野先生、よろしくお願いたします。

○小野委員

鳥取大学の小野と申します。よろしくお願いたします。

私はもともと統計学などをしておりまして、日本で政策の評価が始まった頃から政策評価を中心に仕事をしておりまして、数年前から総務省の政策評価審議会の専門委員などもさせていただいております。内閣府さんの取組は具体的にはほとんど知りませんので、まずは勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○瀧澤課長

ありがとうございました。

次に、事務局においても人事異動がございましたので、お知らせいたします。

4月1日付で政策立案総括審議官の長谷川の後任として、吉岡が着任いたしました。

それでは、吉岡政策立案総括審議官から挨拶をお願いいたします。

○吉岡政総審

4月1日付で内閣府の政策立案総括審議官に着任いたしました、吉岡でございます。ど

うぞよろしくお願ひいたします。

内閣府におきます政策評価は、まず、ロジックモデルを作成いたしまして、これを基に事前分析表で目標設定を行うとともに、施策レベルでの政策効果を把握して、これを基礎としてモニタリングや事後評価を行っていくことによりまして、政策の見直しや改善を推進している状況でございます。

先般、行政改革推進会議がございまして、そこでは政策評価や行政事業レビューシートについては、単なる執行状況や第三者の点検を受けるためのものではなく、意思決定をするためのツールとして活用するという方向性が示されております。内閣府におきましても、政策評価もその方向に沿って取組を進めてまいりたいと考えております。

また、政策評価と行政事業レビューにつきましては、部局の作業効率化が図られるように、より効率的な連携方法についても今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

内閣府におきます政策評価の推進に当たりまして、白石座長をはじめといたしまして委員の先生方から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○瀧澤課長

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、白石座長、よろしくお願ひ申し上げます。

○白石座長

本日もよろしくお願ひいたします。

早速ですけれども、本日の議題は「令和4年度実施施策に係る政策評価書（案）について」でございます。

それでは、議題に関し、事務局より概要の御説明をお願ひいたします。

○岡田補佐

内閣府政策評価広報課課長補佐の岡田でございます。

本日の議題と資料の概要について、簡単に御説明をさせていただきます。

本日の議題は「令和4年度実施施策に係る政策評価書について」ということでございます。

まず、本日の議論の対象となります6施策については、昨年度、この有識者懇談会でも御議論いただいた上でロジックモデル、事前分析表を既に作成しております。資料2として配付をさせていただいております。

本日、主に御審議いただくのは、資料1で配らせていただいております政策評価書でございます。先ほどのロジックモデル、事前分析表を作った各施策につきまして、令和4年

度に実施された取組に基づきまして、各指標の実績、達成状況を記載した上で、それらを踏まえて施策全体の目標の達成状況及びその要因分析等を記載したものでございます。

また、防災と沖縄と有人国境離島については、旧基本計画の期間における施策で評価を実施していない部分がありましたので、そちらは旧施策の実績・実施状況、旧施策の評価結果として、併せて今回の評価書の中で記載をしております。

なお、既に御案内のとおり、個別の測定指標の達成状況の判定基準、施策全体の目標の達成度合いの判定基準につきましては、参考資料1を御参照いただければと思います。

また、これも御参考ですけれども、参考資料5として配付しているものは、今回評価を実施した施策も含めまして、内閣府においてこれまで政策評価を実施した施策につきまして、施策目標、測定指標、基準値、実績値、目標値等のうち、定量的なものを一覧にした資料でございます。こちらも御参考として配付させていただいております。

今回の議題と資料の概要について、私からの説明は以上でございます。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

本日は政府広報、防災、沖縄振興、公益法人制度、迎賓施設、有人国境離島、以上の6つの施策について各部局から御説明いただきまして、それを踏まえて自由闊達に御議論いただければと思います。

時間ですけれども、1部局説明8分、質疑応答が12分の計20分でお願いしたいと思います。

それでは、政府広報室、御説明のほうをお願いできますでしょうか。

○中島参事官

政府広報室総括参事官の中島と申します。

それでは、早速御説明をさせていただきます。

政府広報室では、政府広報の戦略的な展開をするに当たりまして、主に3つの取組を実施しております。1つ目は国内広報でございます。政府の重要施策に関しまして、その背景、内容等について国民に広く周知し、理解と協力を促進することが施策の目標でございます。テレビや新聞など様々な媒体を用いて広報を行っているため、それぞれ媒体ごとの成果を評価できるように中目標を1から4まで定めております。

もう一つが国際広報でございます。国際社会において我が国の基本的立場や政策等に関する理解度や好感度、信頼度の向上を図ることが施策の目標でございます。これに対して中目標5を定めております。

もう一つは世論調査でございます。国民の意識を公正な立場で科学的に把握し、政府の施策の基礎資料とし、施策の質の向上や効果的な推進に資することが施策の目標でございます。これに対して中目標6を定めております。

続きまして、施策の概要でございます。国内広報では、テレビ定時番組、新聞突き出し広告、インターネット広告、テレビスポットCM、インターネット・SNS動画広告の掲載等を通じまして、広報を実施しております。参考資料として国内広報のメニューをまとめておりますので、適宜御参照いただければと思います。令和4年度におきましては、テレビ定時番組については、テレビ東京で毎週木曜日に「ミライの歩き方」というミニ番組を放送して「デジタル田園都市構想」といった様々なテーマを広報いたしました。新聞突き出し広告については、全国73紙に年間で35回、様々なテーマを掲載いたしました。インターネットバナー広告については、ニュース系サイトやニュースアプリなどに様々なテーマの広告を掲出し、各府省等のホームページへの誘導を図ったところがございます。テレビスポットCMやインターネット・SNS動画広告につきましては「新型コロナウイルス対策」や「経済対策」などのテーマを扱っております。

国際広報では、国内外のシンクタンク、有識者との連携によるシンポジウムやウェビナー等の開催、総理外遊や国際会議等の重要な広報機会を活用した情報発信、政府対外広報誌やオウンド動画、国際メディアや国内英字メディア等を活用したテレビ番組やCM、記事広告等を制作し、日本政府公式英文ウェブサイトやSNSに掲載することで、情報の発信・拡散を行いました。

世論調査では、18歳以上を対象にサンプルを無作為抽出し、郵送法により、14件の調査を実施いたしております。

これらの施策にかかる予算ですけれども、評価書に記載されているとおりでございます。補正予算や予備費が加算されるため、執行額は当初予算よりも増加しております。

次に、目標と達成状況でございます。まず、テレビ番組でございますが、測定指標としてテレビ番組の視聴率、目標値として同時間帯の放送実施局を含む地上波放送民放5社の平均以上を用いております。令和4年度の実績値は2.5%であり、目標値を大幅に下回ったため、達成状況は×となっております。その要因としては、テレビ番組の視聴率は同時間帯における他の放送局の番組の視聴率等々も大きく影響することが挙げられます。こうした影響により、実績値と目標値が大きく乖離したものと考えられます。

次に、新聞突き出し広告ですが、こちらは測定指標として新聞広告の認知度及び理解度、目標値として新聞広告における民間会社も含めた全社平均値以上を用いております。令和4年度の実績値は認知度が61.2%、理解度が89%であり、達成状況は○となっております。クリエイティブ制作において、ビジュアルやコピーの継続的な改善に努めたことが目標を達成できた要因と考えております。

裏面に行きまして、中目標3でございます。インターネット広告におきましては、測定指標としてインターネット広告のクリック数、目標値として過去3年度の平均値以上を用いております。令和4年度の実績値は約1677万回であり、達成状況は○となっております。ユーザーの属性、掲載面積の大きさなど、媒体の特性を踏まえてクリックが見込めるクリエイティブの制作に努めたことが目標を達成できた要因と考えられます。

次に、テレビCMでございます。測定指標としてテレビCMの認知度及び理解度、目標値としてテレビCMにおける民間会社も含めた全社平均以上を用いております。令和4年度の実績値は認知度が31.6%で、達成状況が○、理解度が48.2%であり、達成状況は△となっております。認知度におきまして、テーマに応じて広告素材の工夫を行ったことが、目標を達成できた要因と考えております。一方、理解度におきましては、政策内容に誤解を生まないようにするためにCM内の情報量が増加したことが、目標を達成できなかった要因と考えられます。今後理解度を高めるために、さらに分かりやすいCMを制作する手法を工夫していく必要があると考えております。

動画広告におきましては、測定指標としてインターネット・SNS動画広告における視聴完了率、目標値として前年度以上を用いております。令和4年度の実績値は8.8%であり、達成状況は○となっております。スマホ画面で視聴することを想定した動画構成に編集するなど、広告素材の工夫を行ったことが目標を達成できた要因と考えられます。

国際広報では、測定指標を米国知識層及び欧州知識層における我が国に対する好感度、目標値を令和3年度の数値を基準とし、それぞれ80%、75%としております。令和4年度の実績値は米国において78%、欧州において74%であり、達成状況はいずれも○となっております。調査分析を通して、国際情勢や海外メディアのトレンド等を把握しつつ、最適な広報手法を採用したことが、目標を達成できた要因と考えております。

中目標6でございます。世論調査でございますけれども、世論調査では、測定指標として各府省の審議会・白書などにおける世論調査の調査結果引用回数の対調査件数比を用いまして、目標値を1と設定しております。令和4年度においては各府省の審議会や白書などにおいて数多く利活用された結果、実績値は0.93となり、達成状況は○となっております。

以上、各目標の達成状況について、一部×及び△があるものの、主要な指標の多くが○であるため、目標達成度合いの測定結果としては相当程度進展があったと考えております。達成状況が×でありましたテレビ番組ですけれども、その制作や放送の調達について、予算の制約、視聴率、尺の長さ等要素を含めて事業者から最も効果が見込まれる放送枠を提案してもらって、入札により決定をしております。このような制約がありますため、今後も目標を達成する見込みは非常に低いと考えております。したがって、当該広報の成果を定量的に測定可能であり、かつ適切な目標を再設定する必要があると考えております。なお、国内広報につきましては、各広報媒体の特性を生かしながら、様々な広報媒体を活用して、全体として効果的な広報を実施するものでございます。テレビ番組についても、幅広い年代層にリーチが見込め、テーマが深掘りできるなどの特性があることから、テレビ番組を活用した広報自体は今後も継続して実施をしていくこととしております。その他目標及び測定指標については、現行のものを使用し、引き続き目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見いただきたいと思うのですけれども、まずよろしければアクションボタンを押していただいて、順番に御発言をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤主光先生、お願いします。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

今回から冒頭に御指摘のあったとおり、行政事業レビューシートやこういう政策評価をどういう形で予算編成や次の政策に生かしていくかということ、この意思決定にもつなげていくことが問われていると思うのですが、具体的にこういう結果をどう次の意思決定につなげていくのかと思っていて、特に国内広報に関していうと、今はテレビの時代からだんだんネットに移ってきていますね。ですから、例えばそういうところでもうちょっとターゲットを絞って、テレビはよくも悪くものべつ幕なしみんなに広報するものなのですが、それぞれの世代やいろいろな属性によって関心を持つ内容とそうではない内容もあると思うので、ターゲットを絞った形での広報戦略はあり得るのかということと、これが内閣府の管轄になるか分からないのですけれども、ネットなどで、今回マイナンバーカードなどのいろいろな問題がありましたね。問題があるのは事実なのですが、そういったところでネガキャンがすごく多くなってきたときに、さて、政府としてどういう立場表明をするのかとか、こういったところはかなり迅速な広報戦略、つまり、ネットは情報の拡散がとにかく速いので、ある意味、迅速な広報戦略が求められるということと、国際広報に関していうと、いわゆるフェイクニュースのようなことも出てくるわけです。向こうからすると、海外からですね。ですから、日本の我が国に関するフェイクニュースなどに対してどういう対応を取っていくのかとか、そういったところが求められるかという気がするのですけれども、この段階で対応策とか、あるいはお考えがあれば聞かせていただければと思います。

以上です。

○白石座長

お願いいたします。

○中島参事官

御質問ありがとうございます。

私から国内広報について説明をさせていただきます。まず、ターゲットを絞った広報戦略があるのかということなのですが、おっしゃるとおり、今、インターネット広報、

広告というのは、民間もそうなのですけれども、大分伸びてきております。また、インターネット広告の中でも例えばこの媒体は若者向きだねとか、この媒体は割と高齢者がよく見ているねとか、そういったことを考えながら、我々ほどの媒体でどのテーマを出していくのかは考えながら実施をしているところでございます。

ネガティブキャンペーンに対する広報ということで、必ずしもお答えになっていないかもしれないのですけれども、政府広報としましては、正しい情報を広く国民の方に知っていただくことを通じて、対応をしております。

国内広報は以上です。

○松山企画官

続きまして、国際広報でございます。フェイクニュースへの対応につきまして、従来、国際広報においては、我が国の基本的立場や政策についての国際社会への理解の浸透を図るということで広報してきてございます。引き続き正しい政策について広報していく、こういったことでフェイクニュースへの対応についても努めていきたいと考えております。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

ちょうど過渡期かと思いますので、特にネガキャンなど順次対応を迅速にやっていただければと思います。

佐藤徹先生、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

私もテレビの番組の視聴率に関して質問させていただきたいと思うのですけれども、御説明を伺っていると、同時間帯における他の放送局の番組の視聴率に影響されるということで、外部要因からの影響がかなり大きいものだということですね。これは今回たまたまそうなのかも分からないのですけれども、また、単年度だけで評価しないほうがよいのかもしれないかもしれませんけれども、今後もこのような可能性が十分にあり得るということだったかと思えます。それで、3ページの次期目標等への反映の方向性の中では「当該広報の成果を定量的に測定可能であり、かつ、適切な目標を再設定する必要がある」とは書いてあるのですけれども、この取組自体の取組の中身の具体的な改善策は見えてこないのですけれども、何か見直し策をお考えなのかということと、先ほど佐藤主光先生がおっしゃった予算への反映といいますか、予算の見直しはこの件に関してはないのかということなのですね。継続して今後も実施していくとは書いてあるのですが、継続実施の仕方も予算規模を縮小してなどいろいろやり方はあると思うのですけれども、要するに、中身の具体的な改善策や予算の見直しはあるのかないのか、この辺りの確認をしたいと思えます。よろしくお願

いたします。

○白石座長

お願いします。

○中島参事官

ありがとうございます。

令和4年度のテレビ定時番組なのですけれども、毎週木曜日の21時54分から22時という形でミニ番組ということになっているのですけれども、同時間帯に報道系で非常に強い番組がございまして、どうしてもそちらの視聴率に引っ張られてしまうということがございまして、今回目標が達成できなかったと考えております。今回確かに目標が達成できなかったということではあるのですけれども、実際、先ほど申し上げましたけれども、テレビ定時番組というのはリーチが見込めること、尺が長いのでそれなりに深掘りしてテーマを説明できるといった利点がございまして、これは継続をさせていただきたいと思っております。予算を減額してということについては、現時点でそのようなことは考えておりません。ただ、中身につきまして、より見ていただけるような内容とするような努力はしていきたいと思っております。

○白石座長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○小野委員

ありがとうございます。

前回のこの懇談会でも事前分析表を議論されたときに話題になっているかもしれないので、もしそうであれば一言だけ教えていただければいいのですが、2点御質問します。1点目が、今、話題になっておりますテレビの番組の視聴率なのですけれども、これは恐らくずっと継続的にされている施策で、以前の今回の前の評価の基本計画といいたし、これまでの評価指標や目標値はこういうものだったのかどうか、あるいはなかなか目標達成は難しいというのはおっしゃるとおりだし、そう思いますけれども、今回のこの令和4年度の前はその辺はどうなっていたのか、もしあれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、世論調査のところで、目標値が興味深いといいたし、調査の本数よりも引用されている回数が合計でそれ以上という、比が1以上ということで、これは意味の確認なのですが、重要施策を念頭に調査を行っているのです、基本的な算定の考え方は、1

つの調査が1つずつまらずは該当するような重要施策で引用されるということがあって、全体で調査の本数以上という目標値になっているかどうか、それを教えていただきたいということです。既に議論済みのことでしたら申し訳ないですが、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○白石座長

よろしくお願いします。

○中島参事官

まず、私からテレビ定時番組についてお答えをさせていただきます。テレビの定時番組、地上波で始まりましたが、実は令和4年度からということございまして、それ以前の視聴率等については比較できるものがない状況でございます。

○小野委員

分かりました。以前はデータがなくて今回からということですね。了解です。ありがとうございました。

○吉田参事官

続きまして、世論調査担当でございますけれども、世論調査の目標値が1以上ということになっておりますのは、先生御指摘のとおり、重要施策のために調査を行っているということで、各調査1回ずつぐらいは引用して使っていただきたいという心でございます。以上でございます。

○小野委員

どうもありがとうございました。

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、政府広報室からのヒアリング、以上としたいと思います。ありがとうございました。

続いては、防災担当にお願いしたいと思います。

○岡田補佐

今、席を移動しておりますので、お待ちください。

○白石座長

では、準備が整いましたら、早速御説明をお願いしたいと思います。

○千葉参事官

おはようございます。防災担当の総括参事官の千葉でございます。よろしくお願いたします。

それでは、令和4年度実施施策に係る政策評価書をメインにしながら御説明申し上げたいと思います。資料は御覧いただいているかと思います。

施策名「防災に関する施策の推進」ということでございます。この評価書にございますように、施策目標といたしましては、ロジックモデルにも書かせていただいておりますが、「我が国の、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護」、そして、2つの中目標を掲げさせていただいております。「自治体職員や国民一人一人による周到かつ十分な災害予防の促進」、中目標2は「行政機関等による迅速かつ円滑な災害応急対策の促進」ということでございます。

まず中目標1「周到かつ十分な災害予防の促進」の観点といたしましては、下のほうに書いてございますように、中目標1の欄を見ていただきますとおり、避難意識の向上ですとか、避難に係る施設整備によりまして、例えば首都直下あるいは南海トラフ地震、それから、令和4年度に取り組みさせていただいております日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震でもそうなのですが、避難意識の向上や避難に係る施設整備によりまして、被害を約8割は減らすことができる、そういう被害想定がございます。そうしたものに基きまして、私どもといたしましては、災害の現場で最前線で担われる自治体の職員、また、実際に避難をしていただくのは国民の方々ですので、国民一人一人の防災意識の向上を図ることが重要だと考えまして、中目標1の下に、防災意識の向上を図るための自治体職員向けの研修の実施ですとか、一般の方に対する知識の普及に取り組んでいる、そういうことでございます。

測定指標1のところの年度ごとの実績値の欄、あるいは施策の概要の欄、上のほうの令和4年度に実施した具体的取組を御覧いただきたいと思うのですが、特に昨年度は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係ります地震防災対策の推進に関する特別措置法という法律が議員立法という形で改正されました。施策が充実したわけでありまして、この改正法に基きまして、防災対策推進地域、それから、津波が来たときに特別に避難をしていただかなくてはならない、そういう特別強化地域、そうした基準を満たす地域を、北海道・東北・関東地方の市町村を指定させていただいたということでございます。数字としましては、防災対策推進地域は272の市町村を追加指定いたしまして、特に津波から逃げさせていただく、そういう特別な対策を講ずべき特別強化地域を108市町村指定させていただきました。

実は私ども、国として4つの大きな地震に対応しなければいけないということで考えて

やっております。一つは南海トラフ地震です。もう一つは首都直下地震です。令和4年度に議員立法で法改正されて施策の充実を図っているという3つ目が日本海溝・千島海溝型の地震で、今、検討を開始したのが、残る1つは中部圏・近畿圏の大地震ということで、この4つの巨大地震を国として、あまりにも災害の規模が大きくて国に与えるインパクトが大きいということで、この4つの巨大地震に対応しているのですが、そのうちの3つ目、日本海溝・千島海溝地震の施策の充実に注力を令和4年度はいたしました。並行して、首都直下、南トラも当然やっております。

具体的にどういう取組をやったかということなのですが、上の令和4年度に実施した具体的取組に書いてございますが、北海道・三陸沖後発地震、マグニチュード7以上の地震が発生いたしますと、その後、続いて地震が発生するおそれがあるということで、後発地震注意情報を気象庁さんと一緒に発表させていただくという運用を昨年12月から開始しています。こうしたことに伴いまして、チラシの配布、ホームページの作成、指定公共機関、これはNHKなどですけれども、ポスター掲示などを行いまして、普及・啓発を図っております。

また、南海トラフ地震につきましても、防災対策、それから、南海トラフも臨時情報というものを既に運用開始しているのですが、これはある事態が発生したときに南海トラフ地震が発生する危険性が高まっているという情報を発信するわけですが、マンガ冊子を作成し配布したり、防災イベントでの講演などを行い、また、報道機関の御理解も得ながら連携しまして、住民の方々への周知・啓発も行っております。また、公共団体の職員の方々向けの防災スペシャリスト養成に関する研修も実施しているということでございます。今年度も、これはNHKさん独自で取り組まれたわけなのですが、南海トラフ地震が発生したときのドラマ形式での報道番組もありました。今後ともしっかりと情報発信をしていく必要があると考えております。

今年度以降も、特に国民の皆様にごダイレクトに伝わる報道機関と連携した取組を一層強化いたしまして、防災に関する知識の普及、具体的な行動変容、これは津波の場合、なかなか堤防だけでは防ぎ切れない、逃げていただかなくてはいけない、行動に移していただくことが大事であります。具体的な行動変容につながるような施策を実施していきたいと考えております。

次に、中目標2であります。「迅速かつ円滑な災害応急対策の促進」というところであります。これは行政機関などによる迅速、円滑な災害応急対策の促進のためには、情報通信体制の確保が必要だろうと考えております。また、そうした仕組みを運用していただく方々の理解度を高めていく必要があるだろうということで、測定指標3と4、関係機関との通信体制の確保、具体的には中央防災無線網と呼ばれております衛星系、地上系を通信回線をつないだ国と地方公共団体等々を結ぶ防災無線網であります。それをしっかり整備して運用できるようにしておく。また、災害が発生した現場にいち早く乗り込んで災害の発生した状況等々を情報を地図化して災害の応急対策に役立てるISUTと呼ばれているよ

うな仕組みがございますが、そうしたものに対する運用をしっかり担っていただけるように研修を実施しております、その理解度を測定指標として定め、運用しているということでございます。

それぞれ記載のとおりの実施実績がございます。それぞれ目標としている数字を達成しているところでございまして、最終的に目標は達成できているという方向で整理をさせていただきます。

また、次期の施策の方向性につきましても、測定指標1についてはさらに進めていく、測定指標の3と4につきましても、今後指定公共機関の指定を増やしていきたいと考えております、そうした指定公共機関の増加に伴いまして、緩みが出ないように、通信体制の確保などが図られるように、計画的に中央防災無線網の整備を進めていきたいと考えておりますし、何より自治体の方々の習熟度を上げていく、そうした取組を今後もしっかりとやっていきたいと考えております。

以上、雑駁ではありますが、御説明を終えたいと思います。よろしく願いいたします。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、またリアクションボタン、手挙げボタンで御発言をお願いしたいと思います。お願いします。

○横田委員

御説明ありがとうございました。

研修について、前回ももしかしたらお伺いしているかもしれないのですが、eラーニング形式など集合形式以外での研修形態があるのでしょうかという確認をしたいと思います。

また、災害指定地域になった、追加的になっている地域の職員が何割ぐらい含まれているのかとか、そういったところを測定指標として把握ができる状況なのか。要は、より重点的に覚えていただきたい自治体の職員さんがどれぐらい網羅されているのかということも重要なのではないかと考えておりますし、異動したりするケースもあつたりするので、最低限必ず受けていただかなくてはいけない方々がいるのではないかとと思いますが、その対策も視野に入って対応されているのか、ぜひお伺いしたいと思います。

○白石座長

では、お願いします。

○千葉参事官

御指摘ありがとうございます。

研修の形式につきましては、私ども「有明の丘」という立派な研修機関を預らせていただいております。そうしたところに来ていただいて研修をするということもやっておりますし、その際には実際にそこに泊まり込んでやってもらうケースと、コロナ禍のときにはオンラインなどもしっかり併用しながらやっております、どうしても枠に限りがあるものですから、制約はあるのですけれども、極力、参加希望に応える形でリアル、オンライン併用しながらやっております。それから、私ども内閣府防災、東日本大震災のときには五十数名の定員だったのが、職員数109名まで今、伸ばさせていただいているのですが、並行してOJT研修という形で公共団体の方々に3か月単位あるいは1年、2年という形で研修に来ていただいておまして、そういった方々は30名から40名毎年いらっしやると。それを繰り返しているということでもあります。したがって、いわゆる研修ということでオンライン、座学、リアル開催も含めてやっているのと同時に、OJT研修みたいなことも組み合わせながらやらせていただいております。

それから、今回でいうと日本海溝・千島海溝の地域指定を新たに行いました。そうした地域の市町村の方々に重点的に、そういう数字を把握しているのかというお話でありました。すごく大事な指摘だと思います。ただ、現実問題としましては、南海トラフがもう九州から四国から近畿、中部のほうまで、静岡のほうまでですね。それから、首都直下といえは関東周辺、日本海溝・千島海溝といえは房総半島のあたりから北海道までということで、そもそも日本全国でかなり広範なエリアが地震が想定されたり津波が想定されたりしているエリアになりますので、相当数、研修生の中には含まれているかと思うのですけれども、先生御指摘のように、そうした重要なエリアについてしっかり研修を受けていただくように働きかけをやっていきたいと思っております。内訳自身は今すぐ数字が出ないのですけれども、関心も高いので、この中の相当数はそうしたエリアの方々だろうと思っております。御指摘ありがとうございます。

○横田委員

御説明ありがとうございます。

非常に提供されている研修が深くしっかりとやられているというのは理解いたしました。とはいえ、自治体の数、カバーのエリアも広いことですし、異動も考えると、軽いものを継続的に頻繁にということも検討していかなければいけないのかと思っておりますので、そういったところも視野に入れていただきたいと思っております。

以上です。

○千葉参事官

ありがとうございました。

○白石座長

ありがとうございます。

では、佐藤主光委員、お願いします。

○佐藤（主）委員

この前も伺ったかもしれないのですが、自治体で防災のスペシャリストの養成はかなり難しく、自治体は職員のローテーションがあるので、なかなか1回研修を受けても時間が経てば別の部署に行ってしまいますし、どうやって自治体に定着させるのかというのは、ただ単に人をターゲットに研修するものなのか、むしろ組織をターゲットに研修すべきものなのかは考えなくてはいけないのかという気がするということ、これは質問になるのですが、こういう防災は、例えば津波災害特別警戒区域の指定とか、これは国交省の仕事ではないですか。国交省なども、自治体の防災意識が必ずしも十分ではないということで、そういう災害区域への指定が遅くなったりするケースがあるとか、今回地震ではなくてどちらかというと風水害なのですが、気象庁なども例えばそういう特別警戒警報などを出してもなかなか自治体に危機感が伝わらないとか、実際にそういう問題が現場で起きているのです。ですから、例えば国交省であるとか、気象庁であるとか、関連するほかの省庁と連携してどうやって自治体に働きかけていくのかが問われると思うのですが、この辺りはそういう仕組みは今、あるのか、あるいは検討される余地があるのかを教えてくださいと思います。

以上です。

○白石座長

お願いします。

○千葉参事官

本当に本質的な御指摘だと思います。私どもも常に悩みながらやっているというのが実態です。特に3年、2年、4年ぐらいで動いていく、人事異動がどうしても役人、公務員は付き物なわけですが、人に着目しつつも組織でしっかりと引き継いでいただくような体制が大事なのだろうと思います。今、多くの自治体で危機管理専門の担当官が置かれるようになっております。危機管理監とか、都道府県にもいらっしゃいますし、市町村にも置かれるようになっております。そして、まず、そうした組織をしっかりと維持していただきながら、その中での引継ぎをしっかりとやっていただくと。ただ、こうした研修を行っていただいている方々が、その自治体の中での行政マンとしてのライフプランですね。そうした中で、専門性を帯びたような人材の登用などもしていただく必要があるかと考えております。そこは消防庁さんなどもしっかりと研修を自治体向けにされているのですが、特に首長さん向けですね。あるいは私ども内閣府防災も首長さん向けの研修を持

っているのですけれども、まずリーダーシップを発揮していただく首長さんにしっかりやっていただき、組織として継承していくことの重要性、あるいはリーダーシップの重要性を認識してもらうことが大事かということで、個々の職員向けの研修だけではなくて、そういう首長さん方への研修なども通じて組織として継承されるように取り組んでいるところではありますが、これは不断の取組が必要なのだらうと思います。

それから、区域指定や警報のお話がありました。実は各省庁、こういった取組はばらばらでやっているわけではなくて、各省庁とも悩みを持っているわけなのですけれども、私ども、防災関係職員が普段から顔の見える関係をつくらなくてはいけないねということで、災害が発生したときの連携・即応チームを省庁横断的に内閣危機管理監の下に設置しています。ついこの前も官邸の地下で内閣危機管理監以下、関係省庁の局長さんあるいは気象庁の幹部などが集まって、災害が起こるたびに振り返りをしたり、それから、先ほど申しました4つの、今は3つですけれども、大きな地震が発生したときの応急対策計画をつくっているのですが、そのときにこういったことを重点的にやっていこうねということ、あるいはある制度を動かそうとするときのそれぞれの課題の共有などをして、大体2か月、3か月に一遍、もうちょっと大災害があったようなときには頻度が高いのですが、そういった関係省庁で顔の見える関係性を構築しております。そこら辺は防災基本計画の中にしっかり位置づけて、そういう組織体を設けてやっているのですけれども、そうしたことで、内閣府防災自身が省庁横断的にいろいろ関係省庁に働きかけてやっていく組織ではあるのですが、そういったものと並行して内閣危機管理監の下に関係省庁が横断的に取組を共有したり、課題の解決を図っていく仕組みもありまして、そういったものも活用しながら対応しております。ただ、これも不断の取組が必要なのだらうと思っております。

○白石座長

ありがとうございました。

続いて、佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

測定指標と実績値との対応関係についてコメントしたいのですけれども、測定指標が幾つかある中で、個人的に特にこれが重要だと思っているものがありまして、国民が防災上取るべき行動に関する知識等の普及状況という部分ですね。御説明の中でも具体的な行動変容にいかにつまみつけるかということですから、まずは取るべき行動に関する知識が国民の間でどの程度普及しているかどうかをしっかりと把握しておくことはすごく大事なことなのだらうと考えております。政策評価書の令和4年度の実績値を見ると、例えばチラシを配布したり、冊子を配布するという、こういったことによって国民の知識等の普及を図ったと書かれておりますね。これは事実だらうと思うのです。ただ、これはどちらかという

とアウトカムというよりもアウトプットなのだろうと。この結果、国民の間でどの程度その知識が広まっていったかを何らかの形で把握する必要があるのだろうと考えているわけです。そうでなければ、恐らく今後も令和5年、6年、7年、8年度とかけてモニタリングしていくときに、知識の普及状況がどの程度深まっていったかとか、上がっていったかというところが見えてこないことになるのだろうと思います。対前年比何%とか、数値も出ないのだろうと思うのですね。

そこで、今後何らかの形で国民の間での防災行動の知識に関する普及状況を把握するための調査といたしますか、例えば自治体と連携して調査をすとか、国単独でも構わないのですけれども、そういったことをお考えなのかどうか、この点についてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○白石座長

よろしく申し上げます。

○千葉参事官

ありがとうございました。

すごく大事な御指摘だと思います。今回の政策評価書の指標の中には明示的に入れ込めていないのですけれども、先週金曜日に閣議決定して国会に報告させていただきました防災白書というものがございます。その中で「国民の防災意識の変化、自助・共助の取組の進展」ということで、5年に一遍防災に関する世論調査をしております、ちょうど2022年、防災に関する世論調査を5年ぶりにさせていただきます。これは5年ごとに経年変化を取っています。具体的には1984年から今回の防災白書には載っているのですけれども、傾向としましては、阪神・淡路大震災以前は例えば大地震に備えた自助の取組、準備していますか、していない方が41.6%だったのですね。それが阪神・淡路大震災でもって準備するという方が増えて、新潟中越地震、2007年等々で備えをされている方々が増えていたのですが、東日本大震災の前は揺り戻しがあって、準備していない方が増えたのです。東日本大震災が発生した後、準備をするという方が増えて、実は2022年調査、それまでは個別面接聴取法でやっていたので、今回はコロナもあって郵送法でやったこともあって、統計として連続性があるかは若干問題があるのですが、傾向としてやや横ばいないしは準備をしていないという方が最近増えているような傾向もあると。

こういった形で、例えば食料や水を備蓄していますか、避難場所の確認はされていますか、家具は固定されていますか、いずれもいい方向に伸びているのですが、ただ、東日本大震災から間も経っているということで、明らかに率が下がったり、先ほど言った準備していないという方が増えているのではないかとといった傾向も見られたり、こうしたことは数年に一遍ずつの調査で傾向的に捉えておまして、防災白書をぜひ御覧いただきたいと思うのですが、図2-9というところに載っているのですけれども、自ら調べて公表はさ

せていただいているということでもあります。すごく大事な、これで尽きているとは思わないのですけれども、そういったことで、経年変化は追っているということでございます。

○佐藤（徹）委員

確認ですけれども、防災上取るべき行動に関する知識はどの程度普及しているかどうかは、そこで把握できているということですか。

○千葉参事官

そこはストレートには難しいと思います。ただ、避難場所の確認はされていますかとか、家具の固定はされていますかという具体的なアクションのほうを捉えていまして、それをもって、考え方の整理次第でしょうけれども、当然知識も増えてそういう変容につながっているのだらうと考えれば、家具の固定あるいは避難場所の確認といった数字は傾向としては右肩上がり、ただ、東日本大震災のような大きな災害から遠ざかると下がっていく傾向があるところは捉えています。

○佐藤（徹）委員

そうですね。分かりました。ありがとうございました。

○白石座長

小野委員、お願いいたします。

○小野委員

私からも佐藤徹委員が言及された測定指標1について確認をさせていただきたいのですが、評価のほうで「国民の知識等の普及を十分に図ることができた」と。アウトプットの段階であれ、それはすごく重要なことだと思うのですが、チラシを北海道・三陸沖の後発地震で33万枚、南海トラフについてマンガ冊子26万冊、これは要するに、評価としては国民に冊子なりチラシが届いた、あるいはその情報が届いたということになっているわけですけれども、それがどのような配布の経路で届いたのか、届いたことになっているのかということ。また、この数量について、結構な多い数のような気もしますが、該当する対象世帯にどのくらい届くのかということ。今年度に限らず、4年度に限らず次年度以降もあるのかもしれませんが、どういうルートで到達するのかという点と、数がどういうことでこういう数になっているのかという点、2点教えていただけますでしょうか。

○千葉参事官

ありがとうございます。

具体的にはこれはチラシですね。「北海道・三陸沖地震・津波に備えを！」ということ

で、内閣府防災と気象庁と一緒に出しているものです。それから、このような形でマンガの冊子、これは内閣府と気象庁と消防庁と一緒に作って、名古屋大学の福和先生の監修の下、やらせていただいております。基本的には自治体を通じて配布したり、あるいはそうした自治体や公的機関等々へのチラシを積んだり、パンフレットあるいはポスター化して貼っているという対応をしています。実際、さらにそこから国民の手に届くような形は、基本的には自治体の御努力として考えているということでもあります。

ただ、これが実際にホームページに載せました、はい、終わり、公共団体に配って、はい、終わり、白書もそうなのですから、そういうことではないと思っております。積極的な、私どもはプッシュ型の物資支援などをやっておりますけれども、プッシュ型でどこまで直接情報を送り届けられるのか、そこは引き続き検討をしていきたいと考えております。

○小野委員

数はこの数で十分なのか、あるいは1年でこのぐらいとか、その辺り、どういう見積りなのか教えていただけるとありがたいです。

○千葉参事官

これで全てだろうとは思っておりません。当座、これぐらいあれば足りるだろうということで、チラシでいきますと33万枚作らせていただいたり、ポスター掲示8,000枚ということでやっております。ただ、これも情報は鮮度があると思うのです。自治体で今、例えば日本海溝・千島海溝でいきますと、地域で計画をつくっていただいておりますので、そういったところでさらに刷り増しをして使っていただくとかということかと。足りなければまた作っていききたいと思いますし、当座はこれで足りるだろうと。自治体にこれをさらに印刷して使っていただく、あるいは打ち出していただいで使うことで足りるだろうとは考えているのですけれども、足りなければさらにバージョンアップして配布することは考えたいと思っております。

○小野委員

どうもありがとうございました。

○白石座長

ありがとうございました。

いろいろな手段で届くように、SNSでここで配っているよとか、いろいろな発信の方法はあるかと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

時間が来ましたので、防災担当からのヒアリングは以上とさせていただきますと思いま

す。ありがとうございました。

○千葉参事官

御指摘をいろいろありがとうございました。頑張りたいと思います。失礼します。

○白石座長

続いて、沖縄政策担当から御説明をお願いしたいと思います。準備が整いましたらお願いします。

○久保参事官

内閣府の沖縄政策担当でございます。

お手元の政策評価書に基づき、御説明を申し上げたいと思います。

まず、施策の概要でございます。この辺りは若干おさらいになりますが、沖縄の置かれた特殊事情、4つございますが、歴史的事情、地理的事情、社会的事情、自然的事情、こうした特殊な諸事情に鑑み、1972年の沖縄の本土復帰以来、国において沖縄振興特別措置法という法律を策定し、10年置きに改定しながらこれまで支援を続けているところでございます。具体的な枠組みとしては、現在、その法律の下に、国において沖縄振興基本方針を策定し、これに基づいて沖縄県で沖縄振興計画を策定しております。こういった計画に基づいて、予算、税制等、様々な特別な措置を講ずることによって、沖縄の自立型経済の構築や沖縄の豊かな住民生活の実現を目指して取組を進めているところでございます。今回の対象となる令和4年度は、昨年の令和4年の通常国会で策定された改正沖縄振興特別措置法に基づく第6次の計画の初年度ということになり、復帰から51年目ということになります。

その前の10年間の旧施策の実績・実施状況を、これを機会に簡単に振り返らせていただきますと、平成27年度から令和3年度まで、これが第5次計画に当たりますが、この期間、10年間も取組を進めてまいりました。具体的には、大きくは現在と変わりませんが、一括交付金ですとか、先ほど申し上げた税制等の特別措置に基づいて、また、国が直轄で行う事業、個別の補助事業を実施することによって、沖縄振興を推進してきたところでございます。後ほど若干数字も出てくるかと思いますが、県内生産や就業者数など大きな方向としては全国を上回る伸びを示しているところでございますが、なお、様々な課題が残っているところでございます。

次の令和4年度に実施した具体的取組に入ります。お手元のロジックモデルと照らし合わせながら見ていただければと思います。最初のインパクトとして「自立型経済の実現」を目指しております。そのためのアウトカムの1つ目として「生産性や稼ぐ力の向上」を掲げております。その具体的な施策の概要として、令和4年度においては、1つ目の○でございますが、沖縄の産業全体のさらなる生産性の向上を目指しまして、高付加価値製

品の製造支援、または物流の効率化・デジタル化等の支援を行いました。それが1つ目の取組でございます。2つ目の取組として、各業界において必要な専門的知識・技能を有し企業の成長を牽引する中核人材や、デジタル化・DXを牽引するようなデジタル人材の育成に取り組んでまいりました。令和4年度の実績としては、製造業の半導体や医療機器などの製造支援として8事業を決定し、実施してきているところでございます。また、2つ目の人材育成におきましては、観光、情報などの計10分野において14件の人材育成プログラムを実施し、約280人の研修が修了しているところでございます。

「自立型経済の実現」の2つ目のアウトカムとして掲げているイノベーション・エコシステム、すなわち産学官の多様な組織の連携・協働によってイノベーションが常に誘発されていくようなシステムの構築に向けて、内閣府としまして、目標としてOISTにおける企業との連携事業数を掲げておりますが、その関係の取組として、OISTにおいて、企業、大学等との連携を伴う研究事業等を推進しているところでございます。こういった個別の連携事業に加えまして、経産省においてプログラムの対象機関として採択を受けたり、文科省の事業の対象事業として採択を受けるなど、産学連携のさらなる拡大に向けたプラットフォームの構築に取り組んでいるところでございます。

「自立型経済の実現」の3つ目のアウトカム、最後のアウトカムでございますが、「跡地地域の振興」ということでございます。これの関係の令和4年度の実績としては、地域の要望を踏まえまして、跡地利用の検討のためのアドバイザー等の派遣・調査の実施などを進めていくとともに、今、具体的に進んでいるプロジェクトとして、西普天間住宅地区跡地における沖縄健康医療拠点の整備について、着実に取組を進めているところでございます。令和4年度については、具体的な基礎工事、躯体工事などを実施してまいりました。

以上が「自立型経済の実現」のほうのアウトカムの施策の概要でございますが、2つ目の施策目標の「沖縄の特殊事情に起因する課題の解決」ということで「子供の貧困と世代間連鎖の解消」を1つ目のアウトカムとして掲げさせていただいております。子供の貧困の取組については、平成28年度以来取り組んでいるところでございますが、令和4年度においても子供の貧困対策支援員のさらなる増員や子供の居場所の設置数の増などに取り組んでまいりました。また、新たな取組として、避妊などに悩んでいる女性を対象にした女性相談員による相談支援という取組を行ったところでございます。

2つ目のアウトカムとして「人口の流出防止、交流・関係人口の拡大」ということで、沖縄の中でも条件不利地域とされている沖縄の本島の北部地域と離島地域について、それぞれ取組をそこに記述しているところでございます。本島の北部地域につきましては、産業の振興や定住条件の整備等に資する実効性の高い振興事業を実施していくということで、地元の要望を踏まえて北部地域における連携促進、自立的発展の条件整備に向けた取組を進めてまいりました。沖縄の離島地域についても、離島地域のそれぞれの実情に応じて産業振興あるいは定住条件の整備などに資する取組を支援しております。一つの具体的な例としては、定住促進住宅整備事業、一定の条件を付して島外からの移住者等が住むことが

できる住宅の整備事業などを一つの例示として挙げているところでございます。こうした取組を令和4年度においては展開してまいりました。

次に、目標の達成度合いの測定結果でございます。今、掲げたうち「生産性や稼ぐ力の向上」の測定指標の1つ目の付加価値労働生産性、「跡地利用の振興」の測定指標の県民満足度、「子供の貧困と貧困の世代間連鎖の解消」の2つ掲げさせていただいている困窮世帯の割合と大学の進学率等については、現時点でそれぞれ評価書に書いてあるような状況でございます。具体的な数値がまだ出ていない状況でございます。

残りの項目について状況を述べさせていただきますと、施策の分析というところを御覧いただければと思いますが、県内総生産など全体的な傾向としては沖縄経済は着実に成長してきていると。1人当たり県民所得等はいまだ全国最下位ですとか、子供の貧困の問題といった課題が残っているわけですが、その中で「イノベーション・エコシステムの形成」については、OISTにおいて、技術開発イノベーションセンターが中心になって、企業との連携研究等の推進に取り組みました。その結果、目標の20に対して24ということで、目標値を達成することができた状況です。産学連携については、そこに書いてございますように、OISTや企業の有するシーズの把握や商業化・製品化の実現の見通しなどを含め必要な支援体制をOISTの中で引き続き整備を進めているということでございまして、引き続きしっかりと取組を進めてまいりたいというところでございます。

「人口流出の防止、交流・関係人口の拡大」というところでございますが、北部地域の人口につきましては、令和4年度12万8979人ということになっております。また、離島の社会増についても11人増加ということでございまして、それぞれ取りあえず目標を達成できたと考えております。北部地域については、北部振興事業を実施してきているところでございますが、北部地域の中でも地域によって離島地域など人口が減少しているところもあれば、名護市のように増加しているところもございます。そうした中で、全体としては人口が微増だったということで、施策としては有効に機能しているものと当方としては考えてございます。離島についても、全体としては284人の人口減となっておりますが、離島活性化推進事業の取組などを通じて、社会増としては11人の増加となっている状況でございます。

次期目標等への反映の方向性ということで、全体の方向としては、引き続き目標の達成に向けて取組を進めてまいりたいというところでございます。先ほどと若干重複いたしますが、イノベーション・エコシステムについては、OISTの取組をさらに充実させていくということと、北部・離島地域については、それぞれ北部振興事業あるいは離島活性化推進事業などを通じて、定住促進、移住の促進など、人口増に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

取りあえず当方からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○白石座長

ありがとうございました。

御質問のある方、お願いいたします。

私から1点よろしいでしょうか。測定指標4-2なのですけれども、困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による大学等進学率という数字がありまして、目標値が86%なのですけれども、分母、分子はどういう計算になっていますでしょうか。もし御説明がありましたらよろしくお願いいたします。

○小川補佐

子供の貧困対策の担当です。

困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による大学等進学率は、沖縄県の困窮世帯、生活保護を受けている世帯や、就学援助を受けている世帯の高校生のうち、約200人に対して、学習支援を県独自でやっております。その方たちが大学等に進学した割合でございます。

○白石座長

普通の大学進学率よりかなり高いですね。分かりました。その方たちが奨学金とかをもらっていらっしゃる、貸与型の場合はその先の返済があるのではという感想を持ちました。

ほかにいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、沖縄政策担当からのヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

○久保参事官

ありがとうございました。

○白石座長

次は公益認定等委員会事務局ですね。御準備をよろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○泉課長

それでは、公益認定等委員会事務局から御説明させていただきます。

政策評価書に基づいて御説明をさせていただければと思いますが、当方としましては、達成すべき目標、施策目標として「民による公益の増進」を掲げております。これは、公益認定法におきまして、民間の自発的な団体による活動が公益の増進のために重要になっていることから、それを活性化させるという法律の目的がございます、そこを踏まえて「民による公益の増進」を掲げたところでございます。それを達成するものとして、中目標を2つ掲げています。1つは「公益法人の活動の活発化・適正化」、2つ目が「国民か

らの公益法人制度の理解促進」になります。

1つ目の中目標、アウトカムをこのように掲げた場合に、その測定指標をどうするかというところですが、政策評価書にありますように、公益目的事業費用額を測定指標1として掲げています。実は公益法人の事業としましては、大きく2つありまして、1つ目は収益事業です。これはもうけに対して税金がかかるということで、収益事業をすること自体、そんなにハードルはありません。2つ目は公益目的事業です。公益目的事業と認定されますと、これは幾らもうけても非課税になるということで、ただ、その認定に当たっては、有識者から成る公益認定等委員会がその事業が不特定多数の利益の増進につながっているかどうかを審議すると。その結果認定されたものが公益目的事業ということになりますので、その費用額の拡大を図っていくことが、公益法人の活動の活発化の指標としては適正なのではないかということで設定しているものでございます。一方で、アウトカムの1として適正化も掲げておりまして、それを示すものとして、参考指標1にありますように、勧告等件数ということで、勧告や命令の件数を掲げているところになります。

2つ目のアウトカムとしては「国民からの公益法人制度の理解促進」を掲げておりまして、それを示すものとしては、寄附金収入額ということで、参考指標11を書いているところになります。参考指標11で参考値とR4年度とで大きく減っているように見えておりますが、これは巨額の遺贈、数千億円の遺贈が3年度の調査のときにあったのですが、4年度の調査のときにはそれがなくなっていたということで、大幅に減ってはおりますが、国民からの公益法人への応援を示すものとして、この寄附金収入額は指標としていいのではないかということで掲げているものです。

1点飛ばしてしまいましたが、参考指標8のところ、テーマ別セミナーへの参加法人数を掲げておりまして、これは公益法人活動の活発化を示すものと考えているのですが、これが参考値と令和4年度の数値で大きく増えているように見えますのは、一つはコロナ禍でしばらくセミナーができていなかったということがあるのと、令和4年度のセミナーでは法人の特に関心の強い財務規律の問題などを取り上げたということと、インターネットによるリモート参加も認めるようにしたこともありまして大幅に増えたということと、5年度以降、どこまで増やせるかというのは工夫の仕方であるのかと考えております。

政策評価書のつくりとしては以上でございますが、現在、公益法人制度の関係で申しますと、政策評価書の灰色の部分の一番下にも書いておりますように、昨年、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」あるいは骨太の方針というところで、公益法人制度をより民間にとって使い勝手のよいものにするようにということで検討するようという方針が示されまして、昨年10月から有識者会議を立ち上げて、今の公益法人制度をどこまで柔軟にすることができるのかということで検討してまいりまして、今年の6月2日に最終報告書を取りまとめました。これを踏まえまして、来年の通常国会に改正法案を提出したいと考えておりまして、これによって制度が改正されますと、公益法人の使い勝手なども変わってくると思います。そうなりますと、活動の捉え方は今の測定指標のままです。

いのかという議論はあると思いますので、そこはまたその動きを見ながら検討していく必要があると思いますが、ただ、早くても法律の改正の施行が令和7年度になっておりますので、その後に指標の見直しはあり得るのかと考えているところではございます。

簡単ではございますが、公益認定等委員会事務局からの説明は以上でございます。

○白石座長

ありがとうございました。

それでは、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤主光委員、お願いいたします。

○佐藤（主）委員

よろしく申し上げます。

今、お話のあった公益法人の公益目的事業についてなのですが、これは非課税になっているとは思いますが、実際に例えば以前、社会福祉法人などでも問題になったことがあるのですが、公益法人は会計、財務諸表などは公開しているはずですね。あるいは、していなければしていないのも問題だと思うのです。どれぐらい彼ら自身が内部留保というか、実際のところ、利益をため込んでいるのかとか、確かに課税はされないのは分かるのですが、ただ、その利益がどういう形で社会に還元されているのかとか、その辺りをフォローされているのでしょうか。いろいろな目標とかを見ていると、あまりこの財務関係を見るというものが入ってなかったものですから、もしかしてどれかの指標に織り込まれているのかもしれませんが、その辺り、つまり、何が言いたいかという、公益法人の財務状況についての確認、利益が出たときの社会的な還元の在り方についての確認とか、そういったところはどうなっているかを教えていただければと思います。

以上です。

○泉課長

基本的なところの説明を省略してしましまして、申し訳ございませんでした。まず、財務情報は誰でも見ることができます。その上で、そもそもの話になるのですが、公益目的事業によってもうけが仮に生じた場合、それは翌年度以降、必ず使い切らないといけないという収支相償という制度がございます。ですから、翌年度以降、使い切らない場合は、これは公益認定法違反ということで、監督の対象にまずなってしまうというのが1点ございます。

加えて、遊休財産規制というものもありまして、使途が決まっていない資産、それは公益目的事業費の1年分を超えて持つてはいけないという規制もございまして、お金をため込めないというか、死蔵できないような仕組みになっております。これを違反してしまう

と、これはまた公益認定法違反ということで監督の対象になってしまうということがございます。

そういったことですので、公益目的事業で仮にもうけが出ているところがあったとしても、それは翌年度以降、必ず使い切ると制度になっていますので、何かそれがたまっていくということにはなっていないということでございます。

ちなみに、遊休財産の規制がありますので、基本的には100%以上、つまり、公益目的事業の1年分以上のお金は持てないのですけれども、平均的には、3割ぐらい、遊休財産が100%持てるとすると、3割ぐらいまでしか持っていないということで、基本的にはたまったお金はどんどん使っていく形になっております。

○佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

使い切るところなのですからけれども、これは例えば同じ公益目的事業のために使うという理解で大丈夫ですか。

○泉課長

そうです。公益目的事業で得た利益は公益目的事業で使い切らないといけないということになっております。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、以上としたいと思います。ありがとうございました。

続いて、迎賓館より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○佐々木課長

よろしくお願ひいたします。迎賓館総務課の佐々木と申します。

本日は政策評価書に基づきまして、説明を進めさせていただきます。

政策名「迎賓施設」、この迎賓施設は日本国内に2か所ございます。四ツ谷駅からすぐ近くの迎賓館赤坂離宮が1か所、あと関西唯一、京都の京都御所の中に1か所、それを迎賓施設と一くりにしまして、今回の政策評価書の中に盛り込んでおります。施策名は「迎賓施設の適切な管理・運営」でございます。

達成すべき目標という事柄でございますが、大きく分けて2つございます。「国として国際儀礼を尽くし、最高のおもてなしを行い、日本の外交に資するものとする」。こちら

は迎賓施設の第1目標ということで、国賓や公賓の接遇がまずは目標でございます。それともう一つ、平成28年度、2016年から迎賓館の一般公開を行っております。ですから、一般公開を通じまして、我が国及び迎賓館の魅力を内外に発信することにより、迎賓施設としての意義及び迎賓館赤坂離宮の文化財、文化財というのは国宝に指定されておりますので、文化財としての価値、あとは京都迎賓館が有する伝統技能等の価値、京都迎賓館、主にユネスコの無形文化遺産に指定されている伝統技能などが多用された施設でございますので、そういったところの価値について理解増進をするといったところが目標でございます。中目標を3つ掲げております。「賓客が安全・快適な施設に満足する」「参観者が迎賓館の価値を理解する」、それともう一つ「迎賓館赤坂離宮・京都迎賓館に対する関心の向上」というところで、中目標を設定させていただいております。

施策の概要でございますけれども、先ほど来申し上げております、迎賓館は、内閣府設置法に基づきまして、昭和49年に迎賓館赤坂離宮として開館、京都迎賓館は平成17年、2005年に開館をして利用しております。国賓・公賓及びこれに準ずる賓客に係る公式行事・宿泊等の接遇を行うといったものがまず一つ。平成28年度からは「観光先進国」の実現に資するために、接遇等に支障のない範囲で通年の一般公開を実施しております。また、迎賓館の歴史的建造物、文化施設等で、特別感や地域特性を演出できる会場として活用している「特別開館」なども実施をしているところでございます。

令和4年度に実施した具体的な取組としましては、接遇に関しましては、赤坂ではアメリカ合衆国大統領との首脳会談、そういったものを5回行っております。京都ではドイツの大統領などとの地元主催の昼食会など、こちらも5回行っております。一般公開につきましては、接遇に支障のない範囲でということで、赤坂が年に281日公開をしている。京都につきましては、282日公開しております。特別な企画等としましては、赤坂では夜間公開、あとは赤坂の迎賓館所蔵のピアノを活用した演奏会、そういったものを8件行いまして、延べ51日。京都でも夜間公開やふだん公開をしていないお部屋の見学ですね。そういったものを計6件、延べ45日実施していると。あとは特別開館ということでは、赤坂迎賓館の貸出しをして、お能の特別公演を行って、全国配信を行ったということをやっております。

予算なのですけれども、2年度、3年度につきましては、コロナの影響がございまして、接遇や一般参観ができていないという中で、執行率も半分程度、令和4年につきましては、そういった接遇、一般公開が復活をしてきたということで、90%を超える執行率となっております。

下の施策目標でございます。こちら先ほど来申し上げております「国として国際儀礼を尽くし、最高のおもてなしを行い、日本の外交に資するものとする」ということと、一般公開を通じまして、我が国の迎賓館の魅力を内外に発信をすること、迎賓施設としての意義、赤坂離宮の文化財としての価値、京都迎賓館が有する伝統技能等の価値について理解を促進するというのが大目標でございます。

その中で中目標として接遇ですね。「賓客が安全・快適な施設に満足する」といった目標を掲げております。指標でございますが、接遇中に発生した不具合等の件数、接遇で例えば停電や漏水、そういったものがあっては絶対にいけないといった中で、そういったことを心がけて実施をしております。これが発生をすることがないというように、全て目標としてはゼロ件ということで掲げておりまして、4年度中に実施した中でもそういったものは一切起こらなかったということでございます。参考指標を掲げておりますけれども、賓客の接遇に対して、施設の使用ニーズに対応できたかといったところで、相手側の国の方々もしくは外務省側からの申出、そういったものには100%お応えはできているといったところでございます。

次に、中目標2でございます。こちらから平成28年から始めております一般参観ですね。「参観者が迎賓館の価値を理解する」という目標を掲げておりまして、必ずアンケートを取っております、ほぼ90%以上の方々が「満足」というお答えをしておりますが、その中でも2%強の方々が「やや不満」や「不満」、そういったものを述べております。少し御紹介しますと、手荷物検査などの待ち時間が長いとか、椅子が少ない、あとは建物内の撮影が不可、人が多過ぎるとか、京都ですと休憩する椅子が少ない、料金が安い、館内の写真撮影の時間を増やしてほしいとか、そういった不満の意見がございました。そういったところで、限りなくゼロに近くしていくのだといったところで、令和4年度につきましては、赤坂では1%、京都では0.6%の「不満」という方々がいるといったところで、今後これを限りなくゼロにしていくというところで、今のところ、掲げた目標については達成はしているといったところでございます。

測定指標3でございます。参観等を通じて、迎賓館の迎賓施設としての意義及び迎賓館赤坂離宮の文化財としての価値、京都迎賓館が有する伝統技能等の価値を感じることができた参観者の割合といったところで、令和4年度からアンケートを回収しております。それ以前、これはアンケートには設定はされていなかったのですが、令和4年度回収した結果で、そういった文化財、赤坂でいえば文化財としての価値が理解できたとか、京都でいうと伝統技能の価値が理解できるといったものが、赤坂では85%、京都では約83%、そういったものの回答が得られていると。90%以上にしていかなければいけないといったところで、今後も引き続きこういったところの周知徹底を図っていききたいといったところでございます。

参考ですが、各一般公開の1日当たりの参観者数の平均でございます。平均ということで、赤坂では令和4年度700名、京都では150名強でございます。こちらは季節によって、夏の暑い時期や冬の寒い時期はお客様が減るといったところで、多いときでは赤坂ではゴールデンウィークで1日に3,000人とか、そういった方々が来ていただくといった中で、平均的に見ていくとこのくらいの数になっているといったところでございます。

裏をおめぐりいただきまして、参考指標3ですね。一般参観の中で外国人の参観者数がどのくらいいるのかといったところでございます。令和4年度につきましては、赤坂では

4,800名強、京都では550名強の参観者がおりますが、インバウンドを考えますと、まだまだ少ないのかといったところで、今後も引き続き外国人の参観者の方におかれましては、多く来てもらう施策等を組んでいきたいと思っております。

指標4ですが、2回以上参観したことがある参観者の割合、いわゆるリピーターでございますが、令和4年度13.8%が赤坂、京都に至っては7.5%でございます。こちらもどんどんリピーターの方が来やすいように催物を季節ごとに変えたりとか、そういった工夫をしながら今後もやっていきたいと思っております。

目標3でございます。「迎賓館赤坂離宮・京都迎賓館に対する関心の向上」というところでございます。指標5でございますけれども、関心を推しはかるには、ホームページの閲覧数でございます。令和4年度、赤坂におきましては400万、京都におきましては100万のホームページの閲覧数があったという数字でございます。そのうち特別開館をしていたときのホームページの閲覧数が指標6で、令和4年度、6万3000が赤坂、京都に至っては約1万8000ですね。あとは特別開館の実施ということで、参考指標7で入れておりますけれども、こちらはコロナ禍でもございました。なかなかそういった特別開館もできない中で、赤坂でお能を舞うという特別開館を1件やったといったところでございます。

評価結果でございますけれども、評価の達成度合いですが、目標は達成したのではないかと。

施策の分析でございます。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、人々の行動に大きな制約が課され、迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館での接遇及び一般公開の実施に大きな影響を与えたと。そういった中でも、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症への対策や規制が緩和をされてきたことに伴いまして、迎賓館での接遇が徐々に再開をされていったと。海外のお客様が徐々に回復をしていったということですね。一般公開につきましても、参観者数が回復傾向に見てとれると。

測定指標1においては、賓客の対応ですね。賓客や外務省及び招聘機関からの申出、あるいは当館が認知する不具合の件数についてはゼロを目指すというか、ゼロにしなくてはいけないと。日々の施設・設備の点検などを常に行いまして、維持管理を適正に行うとともに、接遇当日を迎えるまでの間に相手国や在日の大使館、外務省、警察庁などの関係機関との打合せ、あとは相手国の先遣隊の視察を通じた施設や設備に関する要望ですね。そういったところを逐一聞いて対応していくと。あとはそういったものの協議を重ねまして、事前準備を十分に実施した上で接遇当日を迎えると。そういった中で、赤坂及び京都で実施した5件の接遇で不具合等などは一切起こることはなく、施設管理者としての役割は十分に果たしていると思っております。

測定指標2、こちらは一般公開のほうですね。展示及び案内方法をアンケート結果等を踏まえながら常に改善をしております。夜間公開や赤坂迎賓館が所蔵するピアノ演奏会、そういった工夫を凝らした特別企画を開催したり、迎賓館の施設、装飾、調度品、植栽、そういったものを有効活用しながら、迎賓館としての品格を損なうことなく、質の高い一

般公開の実施、目標の達成につながったものと考えておりますけれども、他方で、不満に思うところ、先ほども申しましたが、手荷物検査の時間が長いとか、休憩する場所がもっと欲しい、そういった意見もございますので、そういったところは今後改善をしていくといったところでございます。

あとは目標3です。測定指標は新たな指標ということで設定はしていなかったのですが、ホームページの閲覧数ですね。指標5、6におきましては参考値を上回っております。迎賓館に対する関心の向上の目標が一定程度達成されたと考えております。そういった中では、接遇が多いときとか、そういったところは集中的にマスコミに取り上げられたり、春や秋のレジャーの多い時期にはマスメディアからも取材が多かったと。そういったときにも一般参観者から興味が多かったという時期がございますので、そういったところを捉えまして、民間事業者からの特別開館、そういったところもどんどん増やして行って、国民の皆様に関心を持たれるような施設につなげていくといったところを考えております。

次期目標への反映の方向性ということで、次期施策の方向性につきましては、引き続き推進をしていくといったところでございます。指標等の見直しにつきましては、接遇に関しましては、迎賓施設として有している機能を十分に発揮、国際儀礼を尽くし、最高のおもてなしを通じて日本の外交に資するとともに、一般参観等を通じた迎賓館の理解の促進についても、順調に目標を達成していったと。今後新型コロナウイルス感染症に関する規制が緩和されていくと。そういった中で、先ほど来申しました外国の要人も含めまして、滞りがちであった人の往来がさらに活性化することも予想しております。そういった中で、参観者数の状況も注視しながら、オーバーツーリズムなどの課題にも適切に対応していくといったところで、アンケートの意見も踏まえながら、引き続き令和8年度の着実な目標達成に向けて取り組んでいきたいと。なお、一般公開に関しましては、新たに実施した一般参観者へのアンケート、そういったところも踏まえまして、8年度までの目標値を設定したところでありまして、今後もそういったアンケートを根拠に活用してまいりたいと考えております。

迎賓館からは以上でございます。

○白石座長

丁寧な御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、私から今後の展開についてご質問です。ここ数年間はコロナで来館者が少なく、ピアノ演奏等の企画がうまくいっていたところもあると思うのですが、ご説明にありましたとおり、今後はオーバーツーリズムということで、来館者数が激増することも予想されるので、今後についてはどのようにお考えなのかをお伺いしたかったです。

○佐々木課長

オーバーツーリズム、いわゆる数ではなくて、今後参観していただく方にいろいろな理解をしていただく場を提供していくといったところで、いろいろな企画を催していく、そういったものを中心に考えていければと思っております。

○白石座長

ありがとうございました。

量的に増えるのではないかとあって、それで御質問させていただきました。

横田先生、お願いします。

○横田委員

ありがとうございます。

まさに私もオーバーツーリズムに関してお伺いをしたいと思っておりました。現状、ピーク時は3,000人の御来館者がいらっしゃるということなのですけれども、3,000人であれば何とか滞りなくいけるのか、上限設定や価格設定や時間帯の分散だったりとか、そういったところで工夫のしようもあろうかと思っているのです、そこら辺の御検討状況を1点。

2点目が、来館者数が増えることでトラブルも増えてくるのではないかと感じておまして、賓客の接遇は問題なくいけると思うのですが、そういった対応をどのようにお考えか教えていただければと思います。

○佐々木課長

最初の人数が多い等々につきまして、参観料を頂いております。赤坂では本館を見るのには1,500円、京都迎賓館では2,000円といった中で設定をしております。こちらは1日の参観者数とそれにかかる経費、警備やそういったもろもろの経費、それが分岐点であるとなんとんとなるような金額というところで1,500円、2,000円と設定をさせていただいております。そういった中で、では、何人来ればというのは、今、価格と人数という説明をさせていただきましたが、どうしても季節の多い時期には1日3,000人など来るような場合には、参観者の不満が高い待ち時間が長くなるとか、そういったところをどう改善していくのか、もしくは集中しないようにどう誘導していくのか、そういったところが今後課題になっていくのかとは思いますが、観光する方々が多いので、この時間帯にこう絞ろうとか、そういったものがなかなかうまくいかないというのが現状でございます。特に京都迎賓館などは、新幹線の時間がある、飛行機の時間がある、そういった中でこの時間に見なければ駄目なのとか、そういうお客さんが多くございますので、そういったニーズを今後拾い上げて、参観者がスムーズに参観できるようにするというのが一つ。

あとは、暑い中で来られる方が結構多いです。熱中症で倒れる方がいらっしゃいます。参観をする方の年齢層も結構高いのですね。そういった中で事故が起こらないようなこと

を日々心がけながら、待つところには扇風機、ミストを出しながら待つとか、水分補給をしてくれとか、休憩するようなところを若干増やすとか、そういう工夫をしながらやっ
てはおりますけれども、今後もそういったところ、気がつかないところもあろうかと思いま
す。御指摘いただきながら改善をしていき、進めていければと思っております。

以上です。

○白石座長

ありがとうございました。

ほかには大丈夫でしょうか。

それでは、迎賓館からのヒアリングは以上とさせていただきます。どうもありがとうご
ざいました。

○佐々木課長

ありがとうございました。

○白石座長

それでは、最後です。総合海洋政策推進事務局、御説明をお願いしたいと思います。

○熊谷参事官

総合海洋政策推進事務局の参事官の熊谷でございます。よろしくお願いたします。

資料は、政策評価書については資料1の14ページ、ロジックモデルにつきましては資料
2の31ページでございます。

政策の概要について簡単に、昨年、このロジックモデルについて御審議いただいたと
ころですけれども、資料2の31ページに沿って簡単に御説明しますが、我が国については領
海や排他的経済水域という広大な資源もありますし、そういったものをしっかり管理して
いけないといけないという海洋政策の基本的な目標がありますが、そのためには、その根
拠となっている国境離島をしっかりと管理していけないといけない。その中でも有人であ
る、人がお住まいになっている国境離島というのは非常にその拠点として重要であるとい
うことで、ここを引き続き有人、つまり人に住み続けていただくことが必要であると。そ
ういった認識の下に、平成28年に議員立法で有人国境離島法というものができました。そ
れで、平成29年から離島の地域社会維持のために、従前から離島振興法というものはあっ
たのですが、この有人国境離島法をきっかけに、特定有人国境離島地域という法律に書い
てある15の地域については、内閣府の海洋、我々の事務局に計上したこの50億円の交付金
を基に上乘せの支援措置を行っていくことになったところでございます。その50億円の交
付金というのが、この政策評価の対象になっておりまして、左下にインプットとありませ
が、これを基に具体的に4つの項目、詳細な説明は省かせていただきますが、主に分ける

と、本土との間の交通の不便さを解消するという部分と、下の3つですが、離島の資源を活用した産業を活性化して仕事を生み出していくと。このことによって島から出ていく人を減らす、または新しく入ってくる人が入りやすくなっていくということで社会増を目指し、社会増を実現できれば、これらの地域社会が維持されていくだろうという仕組みになっているところでございます。

資料1の14ページに戻っていただきますが、施策の概要については、概要は御説明しましたけれども、令和4年度に特に何を行ったかという令和4年度に実施した具体的取組のところでございますが、やや細かいのですけれども、この4つの柱は平成29年から基本的に10年間、この法律自体が時限で10年間の法律なのですけれども、実施していく方針ですが、細かい要件などについては、内閣府の予算要求のたびに若干改善をしております。例えば令和4年度につきましては、JR運賃並みということで運賃の低廉化を図っているわけですが、一部地域、JR九州なのですけれども、値上げしたところなのですが、この物価が高い高騰の折に住民負担が増えることを防ぐために、取りあえずこのJR運賃というのはJR九州の運賃値上げの前の水準に据え置いたというような制度改正でありますとか、住民以外に準住民という住民登録していない方も一部住民運賃が使えるように認めておまして、従前から離島の親御さんに扶養されている学生などを認めていたのですけれども、令和4年からは島に高齢の親類を残して本土に住まわれている方が介護でかなり頻度高く往来する場合に住民の運賃が使える仕組みを導入するなど、そういった取組をしてきたと。それから、補正予算において、最後の2行ですけれども、かつて雇用を創出するためにこの交付金で支援して芽生えてきた産業、事業者があるわけですが、そこが急激な社会情勢の変化によって事業継続が困難になると、かつての投資が無駄になるということで、追加的に小さい額なのですけれども、それを支援する事業を計上して執行したといった取組を令和4年に行いました。

そこで、今度は指標のほうの御説明に入っていくわけですが、施策目標（最終アウトカム）ということで「特定有人国境離島地域の人口が定常的に社会増となる状態」というものを設定しております。これについては、法律に基づいて、総理大臣決定の基本方針で、法の施行の最初の段階でこれを基本目標として掲げたところでございます。これについて、統計で追って行って評価すべきでございますけれども、若干統計の都合がございまして、実は市町村単位でしか統計がなく、市町村のうち一部だけが我々の対象になっている離島になっている市町村は除いております。ですが、佐渡でありますとか、五島列島の福江島とか、その辺りの非常に人口の多い島については入っておりますので、大体の傾向はつかめるということで、この数字で評価していくことにしております。ところが、この統計ですが、基にしているのは総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査という8月頃に公表される統計を使っております。ですから、令和4年の数字が8月更新予定と記載しておりますのは、今年8月の総務省からの発表を待ってこの数字が入るということですので、令和4年の数字がないわけですが、参考までに、令和3年はマ

イナス1,567ということになっております。別の情報ソースなどから、令和4年については令和3年よりは改善するだろうと予測しております。

今度は中目標等の内訳の御説明でございますが、中目標については、先ほどの交付金の事業に対応する形で設定をしております。ですから、島民運賃の低廉化に対応して「住民の往来の活発化」ということで設定しております。これについては定性的な評価になりますが、住民の旅客数については増加しており、住民の往来は活発になったと。

これだと定性的な評価ですので、15ページになりますが、参考指標ということで、各種の統計でありますとか、実際に事業を行っております地方公共団体からの報告に基づく数字を掲載しているところでございます。参考指標1については、航路・航空路旅客数ということで、実際の島民の運賃に使った人ということで、令和2年に比較すると令和4年は伸びている。令和2年がコロナの影響があったので、伸びているのは当たり前ではないかといえども、令和2年に対しては伸びていると。全体については、これは地方から、地域からの報告を待っているところですので、8月に最終的にこの様式を埋めるときには入りますが、現在は集計中となっておりますが、同様に、コロナの影響がだんだん薄くなってきているので、これは増加するだろうと考えております。実際に路線数、支援しているところは令和2年50、これは令和3年も50ですけれども、1路線新しく航空路が開設されましたので、令和4年は51となっております。運賃低廉化にかかって支出した経費ですが、そういった事情もありまして、令和2年は非常に少なかったもので、令和4年は19.8億円と、2年前に比べると増加していると。

今度は中目標2でございます。「地元産業の活性化」とありますが、これは農水産物の輸送の活発化の程度ということで、生鮮品の輸出に関して輸送コストを支援しているという事業に対応したもので、その施策の進捗状況に書いてあるとおり、輸送費の8割を公共から支援をしていることによって、これら地域の生の生鮮ですね。生ではないものは実は国土交通省のほうに支援制度があるのですけれども、こちらの制度では生ものの販路拡大に寄与していると。参考指標の農水産物の生産額なのですけれども、これはとある県はかなり時間がかかるので、実は令和3年の数字もまだございません。令和3年の数字が今年の夏頃には得られるだろうという予定です。

次に、16ページに行ってくださいまして、創業・事業拡大の促進でございます。これは創業・事業拡大をする民間事業者に支援を行うという交付金のメニューに対応したものでございます。これについては、参考指標で累積の雇用者数を指標にして、これはその年度ではなくて制度が始まって以来の累積でございます。だから、増えることは増えるのですが、幾つ増えたかが問題になるわけですけれども、令和4年はまだ事業報告を地域から待っているところですので、数字がないのですけれども、令和3年は1,704ということで、令和2年から3年にかけて300ちょっと伸びていると。施策の実施状況については、ここに（新規雇用者数も増加する見込み）と書いてありますけれども、その他、先ほど御紹介した補正予算2億円でやった事業について説明しているところです。

次に、測定指標5、観光交流人口拡大ということですが、これも交付金の4つ目のメニューである滞在型観光の促進に対応して記載しているところです。施策の実施状況ですが、これもやや定性的に書いてあるのですけれども、1つ数字を入れておりました、この制度を活用して地域が実施する施策の典型的なものに、体験型プログラムに参加することにより復路の運賃が無料となるような企画乗船券を出すというのがよくある施策、ただし、平成29年にはこれを導入してなくて、途中から導入しているのです、この3万133というのは過去最高の利用者数なのですけれども、コロナ前は制度がなかったので比較はできないのですが、そのようにこういった制度を活用して島を訪れる方が伸びているということで、交流人口が拡大しているだろうと記載しているところです。年間延べ宿泊者数または観光客数につきましても、令和4年については地域からの報告を待っているところです。ちなみに、令和3年は数字がありまして、127万人ぐらいだという数字を持っております。令和4年は夏までには入れます。最後、参考指標8は、これはもう完全にアウトプットで、地域から交付申請が上がってきて、こういう事業、何事業というものがリストアップされているのですが、その個数が133から151に2年間で伸びているということで、制度の活用が進んでいるところでございます。

最終的な評価結果でございますが、実は社会増の数字が入っていないところではあるのですけれども、制度創設以来のここの社会増減の推移が、次の箱の旧政策の評価結果のところの文章中に「平成29年度実績：-1,158」と書いてありますけれども、これはぎざぎざはありますけれども、緩やかに改善傾向にあると思っておりますし、令和4年についてもまだ数字が8月にならないと入りませんが、各地域から聞いているところによりますと、令和3年よりも改善することを見込んでおります。そういったことを総合的に加味しまして、相当程度進展ありと暫定的に置いております。

今後の施策の分析であるとか、今後の反映ではございますけれども、引き続きこの特定有人国境離島地域の地域社会維持を、この法律の期限である令和8年度まで強力で推進していく必要があると思っております。こういった社会増減を一つの指標として評価してまいっているところでございますが、そのほかにも各地域の実情もございまして、かなり個性的な地域が多いものでございまして、各地域と意見交換しながら、または細かいところで制度の改善等ができるところは引き続き制度の検討を我々で行ってまいりまして、この目標実現に、最終年度令和8年の目標に近づくために、引き続き強力で政策を推進していく予定でございます。

御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○白石座長

御説明ありがとうございました。

ここから質疑応答に入りたいと思います。いかがでしょうか。

では、小野先生からお願いします。

○小野委員

どうもありがとうございます。

御説明ありがとうございました。質問は1点なのですけれども、話を伺っていて、決定的に重要な測定指標として人口があると思います。全体として社会増減がどうかという指標は、その意味はよく分かります。一方で、法律もできて人口自体がすごく重要だということになりますと、これに該当する離島の数は70かそのくらいなのでしょうか、ある程度地域別だと十幾つぐらいになるのかもしれませんが、御説明の中にもあったと思いますが、島によって大きく状況も違うと思います。全体の数はもちろん意味があると思いますけれども、重要な指標としてももう少し島別にどういう状況なのか、端的に言えば、島ごとの人口が島ごとに重要な指標ではないかと思うのです。人口はすごく重要な指標だと思うので、人口のところをもう少し何かの形で分けて、社会増減以外に自然増減のことも含め、人口そのものを指標として明確に掲げて見ていくほうが良いような気がしたのですけれども、いかがでしょうか。コメントをいただければと思います。

以上です。

○白石座長

お願いします。

○熊谷参事官

御指摘いただいたとおり、これは地域別、それぞれの地域は非常に重要でして、実際にはこの統計は市町村ごとに入れているので、市町村ごとに見ているわけですが、またはその市町村を足し上げて、有人国境離島地域はある程度のまとまりを持って15の地域が設定されているわけですが、一番この社会増減の状況が良いところ実は隠岐なのですけれども、隠岐につきましては、ほぼプラスマイナスゼロ付近で推移している、そういった地域も実際にはあります。それから、単独の市町村ですと、五島列島の五島市というところですが、この制度が始まる前は社会増はほぼ見込めなかった地域で、単年度、例えば令和2年や3年だったと思いますが、単発では社会増になったという地域、ただ、それはまだ継続的に社会増になっていなくて、非常に揺らぎがある地域ではありますけれども、そういった情報も地域からは得ているところです。それをどう公表資料に表現していくかは我々も宿題かと思いますが、もちろん私どもは地域別、市町村別の人口動向についても関心を持って見ております。

それから、自然増減等も含めた総人口も、または島別にしっかりきっちり数字が出る5年ごとの国勢調査、そちらの情報も、国勢調査は制度創設以前の平成27年と令和2年しかないのですけれども、そういったところも内部的にはしっかり情報を追っているところがございます。ただ、自然減も含めてしまいますと、非常に高齢化が進んでいる地域ですので、軒並み減少傾向にあるといったところがございます。

○小野委員

どうもありがとうございました。

一言コメントだけ、おっしゃることはよく分かるのですけれども、一方で、人口も非常に少なくなってきて、ゼロが近づいてきているみたいなことになると、少し見通しを持つために、公表するような政策評価の指標として重要かという点はおくとしても、また内部では細かい情報をもちろん持っておられるでしょうが自然増減も含めた数が島によっては大変重要な情報であると思います。あと、市町村単位以外にも、行政は住民基本台帳ベースでは、確定させることを含めて3か月ぐらいで小地域単位でも住民の異動は確実に把握しているはずですから、島単位でかなりリアルタイムに近い感じで人数を把握することが重要ではないかと考えたというコメントです。

以上です。

○白石座長

ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤（主）委員

ありがとうございます。

最初にコメントになりますけれども、今、日本全体が人口減少になっている中で、離島で人口を維持するというのは恐らく無理だと思うのですね。ですから、これは議員立法なのでどうしてもこのような立てつけになるのは分かるのですけれども、さすがにプラス1でもそれは実現はしないだろうということを前提にするならば、先ほどの減少が抑えられているということは、ある程度減少率をどう抑えていくかとか、減少率を例えば本土と歩調を合わせるようにできるかどうかとか、目標設定の在り方そのものが問われるかということと、今、既に小野先生から御指摘があった点に関わるのですが、離島といってもいろいろな離島があるわけなので、例えばこの測定指標を見て次の政策展開につなげられるかと思うと、全国で合計してしまっているの、具体的にどこの地域にてこ入れしなくてはいけないのかとか、そういうものが見えづらいと思うのですね。ですから、うまくやっているとこはうまくやっていると構わないと思うのですけれども、どこにてこ入れしなくてはいけないのか、それが分かるような指標を捉まえておかないと、政策の改善につながらないのかという気がしましたということで、これはコメントです。

質問なのですけれども、施策の予算額と執行状況についてですが、行政事業レビューっぽいコメントになるのですが、予算額に対して執行額が少ないのですよ。しかも、当初予算を毎年下回っているのですね。それなのに補正がついているのですよ。ですから、これはいろいろな議論があって、交付金の申込みが少ないとか、何かあるのだというのは分かるのですけれども、予算の立てつけはこれでいいのかという気はします。もうちょっとニ

ーズに合わせる形での予算をつくっていくこと、平たく言ってしまえば、当初予算を使い切れないのならば補正予算は要らないでしょうという話にはなってくるとは思いましたが、いかがでしょうかという質問です。

以上です。

○熊谷参事官

今、執行率の御質問が出たのでお答えしますが、確かに令和2年、令和3年と執行率は非常に低いのですが、令和4年に至ってもようやく当初予算ぐらい執行できた。事情がございますのが、この運賃低廉化の制度がもちろん3月31日の分まで支援しているということで、これぐらい必要ですと都道府県等から出てきた額に、我々は交付決定ということであらかじめ何円ぐらい交付決定すると。年度途中に実績報告を受けて調整しているのですが、どうしても最後に決算、3月が終わった後に精算したときに、実際の執行額が下回ります。令和4年も交付決定という年度途中に地域にこの額まであなたのところは使えますよとお配りするところについては、55億円とか、そのぐらい交付決定しているのですが、3月が終わってから実際に使った交通事業者などにお支払いしたところを精算すると、この額になってしまうところで、私どもも非常に問題意識を持って、しっかりと使い切りをしないといけないと思って、だんだん乖離は改善しているところではございますが、令和4年でも6億円程度の差が出ている状況でございます。地域の実績とか、予測とか、それぞれ都道府県でも、ただ、予測がつかない状況にあると。非常にコロナが改善してきて、令和4年も人の移動が急激に改善してきて、地域としても読みづらいという意見も聞いております。今後とも改善には努めてまいりたいと思います。

○白石座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、総合海洋政策推進事務局からのヒアリングは以上としたいと思います。御説明ありがとうございます。

○熊谷参事官

ありがとうございました。

○白石座長

それでは、以上でヒアリングは終了したわけなのですが、改めまして、今回の議事全般について何か御意見、御質問がありましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

意見はないようですので、それでは、先生方から様々御意見をいただきましたけれども、

当懇談会としての意見の取扱いにつきましては、座長の私に御一任いただきまして、事務局と相談して修正することにしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、以上で議事を終了いたします。事務局にお返しします。

○瀧澤課長

皆様、本日はありがとうございました。

次回の懇談会は7月21日金曜日の開催を予定しております。詳細については追って御連絡申し上げたいと思えます。

それでは、以上をもちまして、本日の懇談会を終了いたします。ありがとうございました。

(以 上)